

### 1. 改正の概要

- ・受取配当等の益金不算入については、株式等の区分が変更され(3区分→4区分)、それに伴って、益金不算入割合、負債利子控除の計算の対象範囲が見直されます。
- ・公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額について、益金不算入割合が見直されます。
- ・関連法人株式等に係る負債利子控除額の簡便法の基準年度が、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度となります。

	改正前			改正案			影響
	名称	不算入割合	負債利子控除	名称	不算入割合	負債利子控除	
株式等	完全子法人株式等 (保有割合100%)	100%	×	完全子法人株式等 (保有割合100%)	100%	×	影響なし
	関係法人株式等(注1) (保有割合25%以上100%未満)	100%	○	関連法人株式等 (保有割合 <b>3分の1超100%未満</b> )	100%	○	影響なし
				その他の株式等 (保有割合 <b>5%超3分の1以下</b> )	50%	×	増税(注3)
	上記以外の株式等(注2) (保有割合25%未満)	50%	○	非支配目的株式等 (保有割合 <b>5%以下</b> )	<b>20%</b>	×	増税(注3)
						減税	

(注1)所有期間6月以上であるものに限りませう。

(注2)投資信託についても改正が行われます。

・通常の投資信託

改正前:収益の分配金の2分の1×50%が益金不算入→改正案:益金不算入計算の対象外(全額益金算入)

・外貨建資産割合又は非株式割合50%超75%以下の投資信託

改正前:収益の分配金の4分の1×50%が益金不算入→改正案:益金不算入計算の対象外(全額益金算入)

・外貨建資産割合又は非株式割合75%超の投資信託

改正なし(全額益金算入)

・特定株式投資信託

改正前:収益の分配金の50%が益金不算入→改正案:非支配目的株式等として20%益金不算入

(注3)負債利子の金額が大きい場合には、減税となることもあります。

具体例：保有割合30%の国内株式について配当金1,000千円を受けた場合（負債利子100千円とする）

### 改正前

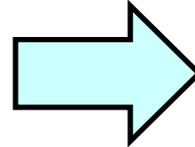
→関係法人株式等に分類

益金不算入額

$$(1,000千円 - 100千円) \times 100\% = 900千円$$

益金 1,000千円 - 900千円 = 100千円

不算入割合100%  
負債利子を控除



### 改正案

→その他の株式等に分類

益金不算入額

$$1,000千円 \times 50\% = 500千円$$

益金 1,000千円 - 500千円 = 500千円

不算入割合50%  
負債利子を控除しない

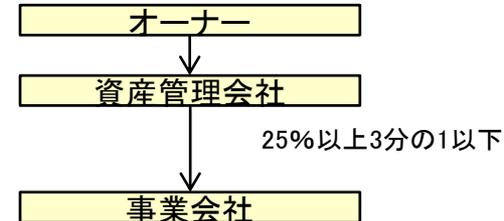
## 2. 実務上の留意点

下記株式保有割合の場合には、改正の影響を受けることとなる。

保有割合	影響
25%以上3分の1以下	益金不算入割合100%→50%であり、負債利子を控除しなくなるが増税の可能性が高い
5%超25%未満	益金不算入割合50%継続するが負債利子を控除しない分、減税となる
5%以下	益金不算入割合50%→20%であり、負債利子を控除しなくなるが増税の可能性が高い

オーナーの資産管理会社につき、保有割合が25%以上3分の1以下のケースがよく見受けられる。

当該ケースにおける資産管理会社は本制度の改正の影響を受けるため、今後の保有割合につき検討する必要がある。



## 3. 今後の注目点

- ・適用開始時期
- ・関連法人株式等の所有期間や負債利子簡便法の計算の詳細
- ・別表八(一)の様式